

議案第19号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について（農政課分）

資料1 提案理由等について

1 改正の内容

執行機関の附属機関設置に関する条例に、宝塚市農業振興会議を設置し、農業振興に関する重要な事項についての調査審議に関する事務を担当させる。

2 提案理由

現在、第2次宝塚市農業振興計画のパブリック・コメントの結果を公表中ですが、同計画は令和12年度（2030年度）までの10年間を計画期間とするとともに11の目標値を設定しています。同計画では、各年度において計画の実施状況の点検・評価を行い、その結果について考察し、その後の対策の実施や計画の見直しに反映させていくことが必要なため、PDCAサイクルを繰り返しながら、計画の推進を図っていくことにしています。

これまで本計画の策定については宝塚市農業振興計画策定委員会を設置し調査審議を行ってきましたが、本年4月からは宝塚市農業振興会議を設置し計画の実施状況の点検・評価を行います。

委員構成については、現在の計画策定委員構成と同様に評価に必要な委員構成とし、知識経験者1名、市内の公共的団体等の代表者4名以内、関係行政機関の職員1名、農業振興の関係者1名、公募市民1名、の合計8名以内とします。

3 施行日

この条例は、令和4年4月1日から施行します。